



## 中央会の主な事業等活動予定 (5月)

平成26年4月25日現在

月日	曜日	内 容	担当部署
----	----	-----	------

### ■ 中小企業連携組織対策事業

5/9	金	<b>監事会</b> 時間：午後3時～ 場所：千葉県中小企業団体中央会 会議室	総務部 ☎ 043・306・3281
5/13	火	<b>平成 26 年度第 1 回正副会長会議</b> 時間：午後2時30分～ 場所：千葉市「ホテルポートプラザちば」	
5/13	火	<b>平成 26 年度第 1 回理事会</b> 時間：午後3時30分～ 場所：千葉市「ホテルポートプラザちば」	
5/28	水	<b>第 58 回通常総会</b> 時間：午後2時30分～ 場所：千葉市「ホテルポートプラザちば」	

### ■ 団体等運営支援事業

5/19	月	<b>千葉県中小企業団体レディース中央会 平成 26 年度監事会・第 1 回役員会</b>	工業連携支援部 ☎ 043・306・2427
5/20	火	<b>千葉県商店街振興組合連合会 通常総会</b>	商業連携支援部 ☎ 043・306・3284
5/20	火	<b>千葉県商店街連合会 通常総会</b>	



## 千葉県中小企業団体中央会

### 第58回通常総会 開催のお知らせ

平成26年 5月28日 (水) 14:30～

会場 ホテルポートプラザちば 千葉市中央区千葉港8-5

会員の皆さまが一堂に会し、本会の平成25年度事業の成果をご確認いただきますとともに、厳しい環境下での新たな事業展開の方向性をお決めいただく貴重な機会です。

われわれは、中小企業組合運動の歩みを決して緩めることなく、多様な組織化によって更なる飛躍を目指します。時節柄何かとご多用のことは存じますが、ぜひご出席賜りますようお願い申し上げます。

◎お問合せは本会総務部まで (Tel 043-306-3281)

このコーナーでは、連携組織の活性化に意欲的に取り組む県内の組合事例等をご紹介します！

事業の概要

補助事業名	平成25年度連携組織活性化研究会			
対象組合等	千葉県室内装飾事業（協）			
	▼組合データ			
	理事長	高橋 一美	住所	千葉市中央区本千葉町 10-20 DIK703
	設立	昭和 49 年 6 月	業種	内装工事業
	会 員	正会員64人、準会員214人		
テーマ	組合の財源確保のための共同受注事業に関する勉強会			
担当部署	千葉県中小企業団体中央会 工業連携支援部 (Tel 043-306-2427)			
専門家	中小企業診断士 清水 透			

背景と目的

収入が減少している組合は多い。原因は、組合員数の減少による賦課金収入の減少であったり、共同事業のマンネリ化や組合員の業態の多様化による事業利用量の減少などである。

今回、三回の研究会を実施した千葉県室内装飾事業（協）も複合的な原因により組合の収入が減少している例である。打開策として共同受注事業の立ち上げを検討することになった。

新規事業としての共同受注

共同受注事業は、組合が実施する共同事業の中でも難しい事業の部類に属する。その理由は、組合の外からお金をもらう点にある。共同購買事業などでは、組合員が顧客になり、組合員が組合にお金を払う。だから、ニーズも探りやすいし、営業もかけやすい。しかし、共同受注や共同販売事業は組合の外に顧客が存在し、外部からお金を頂戴する。そのため、組合員がビジネスパートナーとして一枚岩に

なることが求められる。受注あつせんのような事業とは異なり、組合自身が契約の主体になる点に特徴があり、市場で他社との競争に勝たなければならぬ。クレーム対応も組合が応じなければならぬ。組合が契約の主体になるということは、全てにわたり組合が責任を持つということである。それを理解しておかなければ共同受注には取り組めない。

そこで、第一回目の研究会で共同受注事業成功のために以下の項目を検討した。

一. どうやって仕事を取るか

ビジネスのはじめの、だが、どうやって仕事をとってくるか、である。組合が建設業の許可をとって「内装・リフォーム請け負います」と看板を掲げれば仕事が取れるというものではない。

組合として営業を仕掛ける人を雇用するのは先の話で、先ず組合員が自ら、組合の営業をしなければならぬ。その営業行為に組合員は本気になれるだろうか。自社の営業には本気になれても、組合の営業には本気になりにくいのではないだろうか。

二. 組合員の技量を

客観的につかめるか

取ってきた仕事を誰に配分するか、という問題である。組合員の技量を的確に把握して、仕事にピタリとあつた配分をしなければならぬ。単純に営業活動をした者が受注するということでよいというわけではない。営業に熱心な者には別の形で報いられればよいから、仕事の内容に応じて最適な組合員に割り振ることを検討する。そのために技量の査定は必要である。

三. 組合が取った

安い仕事を誰がやるか

組合として受注するということとは、組合の意思で受注価額を決めるということである。組合員が金額を決めて、それを組合の名前で入札する方法もあるが、それで取れるほど競争環境は甘くないだろう。本気で組合の共同受注を考えると、安い仕事を受注できる仕組みを作らなければならない。組合がとった安い仕事でも、施工できる仕組みが必要だ。

景気がよくなると組合の仕事は安くてやつていられないという不満が増え、不況になると組合はちつとも仕事をくれない、という不満

が増える。組合員はいつもわがままである。組合員はいつもわがままである。組合員はいつもわがままである。

組合員のわがままには、下請に甘んじるよりは、組合の共同受注の方がましなはずだ、と応じたい。そのことを信じる組合員の間で共同受注は機能する。ぜいたくを言わない組合員が心を込めて育てるのが共同受注事業である。

そのためには心だけでなく仕組みが必要である。以前、どこかの建設業協同組合で落札した仕事を組合内で入札しているという話を聞いたことがある。一億円を受注した仕事を、組合内で入札にかけると、組合員の最低額が九千万円なら、組合は一千万円儲かるが、一億一千万円なら一千万円損して、その組合員にやらせるしかない。

組合の共同受注にも、こうした企業経営と同様の「損して得とる」という仕組みの導入を検討する必要があると思う。

#### 四、発注者が組合に

##### 発注する理由は何か

組合の強みの裏返しだが、発注理由になる。通常、組合の強みは、あらゆる仕事に対応できる間口の広さである。範囲の経済と言ったりスコープメリットと言ったりす

る。納期の厳しき、仕事内容の多様さに対応できるのが組合の強みである。言わば仕事のパートナーである。

この強みは、発注者にとっては、決定的な魅力ではないから、もう少しインパクトのある強みを持つ必要がある。それは、品質である。組合は組合員の品質向上のための切磋琢磨の勉強の機会を常に設けておかなければならない。

#### 五、組合員が失敗したら

##### 後始末できるか

組合が検討すべき強みの方向として重要なのは、品質保証である。組合員の失敗をカバーする仕組みである。内装、リフォームを頼みたいと思っている人はたくさんいる。しかし、どこが信頼できる事業者かわからない。その時、組合の信頼は強みである。その信頼に応える方法を具体的な仕組みとして持たなければならぬ。

信頼獲得の第一歩が、組合としての社会貢献活動への取組みである。多くの組合で広くおこなわれている。それで得た信頼を、アフターサービスにつなげてPRすれば、信頼は増す。組合なら、確実に万が一のときにも心配ない、というイ

メージを継続して植え付けなければならぬ。

### 官公需適格組合

研究会で、官公需適格組合制度についても検討した。適格組合になれば仕事が取れるのか、という検討である。

受注できるか、という問題と同時にそのための負担がどれくらいになるかという問題もある。建設業の許可を取るには、いくつかの要件をクリアしなければならぬし、官公需適格組合としての要件もクリアしなければならぬ。その中には、事務所を構え専従の職員、技術者などを雇うことも含まれているから、コストがかかる。コストをかけても確実に受注できるのであれば、検討の余地がある。しかし、それは確実ではない。

中小企業対策として官公需適格組合制度があるのだから、適格組合になれば仕事が取れる、と思っている人は多いのだが、そんな保証はない。

官公需の発注担当者が、地元企業に発注したいと考えているのは間違いない。地元外の大手事業者

が低価格競争に勝って受注するのはなく、地元業者が受注してきて、地元の雇用につながるのがベストだと思っている。

官公需適格組合側でも、その期待に応える気持ちはある。つまり、行政は発注したいと思っているし、組合は受注できるものと信じている。両者は相思相愛の関係にあるのだが、現実には甘い。

双方の最優先検討課題は、行政は住民利益の最大化で、組合の最優先事項は受注組合員の利益である。ここにギャップがある。適格組合が行政のパートナーとなつて住民サービスの最大化を共通の目的にすれば、行政と組合の意思が一致するのだが、今はそうならない面がある。

### 受注あつせん、情報提供

千装（協）の研究会では、以上のような検討をし、最終的に受注あつせん、発注情報の提供により、組合員に貢献するところから、始めてはどうかと提案して三回にわたる研究会を終了した。

（清水 透）

テーマ  
IT経営（運営）

## ITインフラを活用した組合と組合員のコミュニケーションの活性化

### 千葉県旅館ホテル生活衛生同業組合

メール、ホームページ、SNS等のITインフラを活用して、組合・組合員間の情報伝達の迅速化、双方向化を図り、コミュニケーションを活性化する。

#### 背景と目的

当組合には行政、支援機関や取引先等の関連団体から膨大な資料がもたらされるが、従来はこれらの伝達は紙により郵送、FAXで組合員に伝達していたため、作業に組合事務局が毎月3人で2日ばかりの送付作業を行っていた。そのため、情報は月数回まとめて送付することになり、情報がタイムリーに組合員に届けることができなかった。加えて、手作業のため、全ての情報を組合員に伝達することが難しく、必要に応じて取捨選択して伝達せざるを得ない状況であった。

旅館・ホテル業ではインターネッ

ト予約が一般的に行われていることから、当組合では、組合員がインターネットを活用して営業活動を展開できるように、従来からの組合のホームページを改訂し、強化する必要があった。

#### 事業・活動の内容

メール配信の導入については、開始当時23社であったが、現在約260社で全組合員の80%超をカバーしている。そこで、ホームページを再構築し、組合員情報等の検索機能を強化して営業支援を行うことを目的としたホームページとするため全面改良を行った。

さらに、組合Facebookページの活用による組合からの情報伝達の円滑化、組合員間情報交換を促進するため、組合Facebookページの開設及び組合員をFacebook登録することで、各種情報をより迅速に組合員に情報

提供することが可能となった。

これらの取組みにより、組合員の情報を組合Facebookページに入力することにより、組合間での共有化がなされるとともに、組合ホームページと自動連携して公開することができ情報がさらに迅速に提供できるようになった。

#### 活動の成果

従来、紙の文書を手作業で郵送又はFAX送信していたが、これを電子化してメールで送信することにより、組合事務局の大幅な作業の効率化が図れた。また、組合にきた情報を取捨選択することなく、ほぼ全ての情報を組合員に流すことができるようになり、組合員の受け取る情報量が格段に増加している。

ホームページの再構築及び組合Facebookページの活用により、アクセス数が増加し、従来に増して組合員の営業活動に支援す

ることができている。今後、さらにFacebook活用が促進されることで、地域の魅力的な情報が組合員から入力されることにより、集客・予約などの営業活動支援に直接結びつく効果が期待される。



#### 千葉県旅館ホテル生活衛生同業組合

住所：〒260-0015  
千葉市中央区富士見1-12-7  
設立：昭和33年3月  
出資金：5,110千円  
電話：043-222-6590  
URL：http://www.yado.or.jp  
業種：ホテル、旅館業  
組合員：319人  
組合専従者：3人

## 組合 Q & A

### 脱退した企業の理事の地位

組合を脱退したら、その企業から選出されている理事は退任になるのか。

組合員企業が組合を脱退したら、その会社から出ている理事は理事資格喪失により退任するか、組合員外の理事になります。

理事には残任義務があるから脱退しても後任の理事が決まるまでは辞められない、という人がいますがそれは間違いです。脱退の場合には残任義務はありません。理事の残任義務は任期満了と辞任の場合のみ適用されますから、脱退による理事資格喪失には残任義務はないのです。しかし、組合員外の理事は員外理事として残る可能性はあります。

組合の理事には二つのタイプがあります。一つは組合員から選ばれた理事Ⅱ正規理事、もう一つは組合員外から選ばれた理事Ⅱ員外理事です。組合の定款には、員外

理事を認める規定と認めない規定があります。

理事を組合員の中から選ぶ規定の組合では、脱退は即、理事退任を意味します。一方、理事を組合員以外の者Ⅱ「員外理事」でもよいとしている組合では、脱退後の理事の身分は次の二つの見解に分かれます。

#### ① 員外理事として残る

「員外理事」の人数に余裕があれば、組合を脱退しても員外理事として残る、とする見解があります。この解釈の組合は多いようです。員外理事の枠がいっぱいの場合は無理ですが、枠に余裕があれば理事に残れないことはありませぬ。退任により理事の定数割れになる場合などは、員外理事として残す解釈が実務的には便利です。

#### ② 退任する

組合員から選ばれた理事は、脱退したら理事ではなくなるとする見解もあります。この解釈が理想的だと思います。

員外理事は選挙の段階で外部の知見を得ることや実務に専従できることを意図（※）して選んでいる、だから、脱退した者を員外理事に残すべきではない、というこ

とです。

この解釈がなぜ理想かということ、除名のときに理事の地位を剥奪できるからです。①の説を採ると、除名した組合員企業の社長も員外理事に残ることになります。理事になるのは個人ですから法人が除名になっても、理事を解任されるわけではないという解釈が成り立つのです。そのため①説だと、除名された組合員企業の社長が、員外理事としての身分を主張してきた場合、否定するのが難しいのです。

極論だと言われそうですが、理事の定数割れを防ぐためには①説が便利ですが、正しいのは②説だと考えます。

### ポイント

★理事資格喪失には残任義務がない

#### 中小企業組合理事のための Q & A

清水透著・2010年5月25日（新訂）  
第1版第1刷発行より転載。

● ご購入のお申込み等、図書についての詳細は全国中小企業団体中央会のホームページをご参照下さい。（トップページ▽中央会の出版刊行物）

### 組合士検定にチャレンジ!!

Q: 基準及び原則に関する正誤問題です。

【第1問】中小企業組合における相互扶助とは、単独では不足する経営資源を協同の組織により相互に補充することを基本理念とする助け合いのことである。

【第2問】組合は、理事も、組合員も、総会の議決権・選挙権は1人1票である。

【第3問】組合が共同施設建設のために借入をする際に、連帯保証した理事であっても総会の議決権・選挙権は1人1票である。

【第4問】組合員が、組合の資本を維持するために、脱退者の持分を引き受けた場合には、総会において2票の議決権が与えられる。

【第5問】組合の剰余金の配当は、出資に基づいて行わなければならない。

《解答》【第1問】○【第2問】○【第3問】○【第4問】×（議決権・選挙権はかかる場合にも、1組合員1票である（協業組合を除く）。この権利を組合員から剥奪することもできないし、多く与えることも許されない。）【第5問】×（剰余金を、出資に基づき配当する場合は、法律の制限がある。組合では剰余金は事業を利用した組合員から手数料を取り過ぎたために生じたものと考えられ、主に、事業を利用した分量に応じて配当するのが原則である。）

テーマ スチール素材とアルミ素材を併用した新型フロントサッシの開発

## 千葉県中小企業団体青年中央会 団体会員構成員企業

### 株式会社カネシヨー

本会では、「中小企業新事業活動促進法」に基づく中小企業者の「経営革新」への挑戦、取り組みを支援しています。

このコーナーでは、本会の会員組合の中から、自社の創意と熱意が込められた「経営革新計画」の策定にチャレンジし、千葉県知事から承認された企業事例をご紹介します。

#### 経営革新計画とは？

「経営革新計画」とは、「中小企業新事業活動促進法」に基づき、中小企業者が作成する、新商品の開発や新たなサービス展開などの取り組みと具体的な数値目標を含んだ3年から5年の「ビジネスプラン」のことです。この計画を千葉県に申請して承認を受けると、政府系金融機関の低利融資、信用保証の特例、特許関係料金減免等の他、ちば中小企業元気づくり助成事業（市場開拓助成／新商品・新技術・特産品等開発助成）の対象となります。

#### 申請のくややくやっ。

当社は、昭和63年に建築用金属製品製造業

として創業しました。カーテンウォール（柱と梁により建物の荷重を支える壁）を設置する際に使用するバックマリオン（ガラス窓間を仕切る建枠材）やファスナー（鉄骨本体に外装材等を取り付ける金属部品）など鋼製建築資材の製造を中心に事業を展開しています。

「より良い製品をより早くお客様の身になつて」をモットーに、新技術の開発と技の研磨を追求することで、大手サッシメーカー等の信頼を獲得し事業の拡大を図ってきました。

しかし、景気低迷の長期化や、円高の進行などを背景に主要な取引先が海外生産を加速させたことで需要が減少。大手メーカーの経営統合などによって低価格要請も高まり、収益性が低下するなどの厳しい状況が続いていました。

そうしたなか、当社では、需要が拡大する店舗等のエントランスやショーウィンドウなどに使用されるフロントサッシ（窓枠）の製品特性に着目し、既存製品の問題点を解消する独自製



△フロントサッシを使用した店舗

品の開発に着手しました。

今回の計画はスチール素材とアルミ素材を併用した「新型フロントサッシ」の製造、販売を開始し新たな収益源を獲得することで経営基盤を強化するものです。

#### テーマ及び内容は？

1. テーマ  
『スチール素材とアルミ素材を併用した新型フロントサッシの開発』
2. 計画期間  
▽平成25年3月～平成29年1月（4年計画）
3. 内容  
アルミとスチールの利点を活かした新型フロントサッシの開発及び事業化。

#### 新たな取り組みの特徴は？

路面店舗（自動車ディーラーや携帯電話ショップ）等で現状使用されているフロントサッシは、アルミ又はスチール素材を使用した製品が主流ですが（両素材の同時利用は現状なし）、既存製品は次のような問題点を有し

ています。

### ●アルミ製フロントサッシの問題点

▼スチール製と比べて耐荷重性、耐風圧性が不足するため、使用できるガラスの大きさ（重量）も小さくなる。

▼熱伝導率が高いため、外気温が室内に伝わりやすく店舗の空調効率が低下するとともに、結露が発生するケースも少なくない。

### ●スチール製フロントサッシの問題点

▼ガラスとフロントサッシを接着するシーリング材が劣化すると、フロントサッシに排水経路がないため雨水が室内に入り込む可能性が高まる。

▼経年劣化によりガラスとフロントサッシを接合する金属部品が錆びると接合箇所が緩みガラス壁が落下する危険性が高まる。

### ○新型フロントサッシの開発

当社の形鋼加工技術や製造ノウハウを活用しアルミとスチールの利点を生かした「新型フロントサッシ」を開発しました。特長としては、

▽スチール素材（室内側部分）を中心とした構造であるため、スチール製フロントサッシと同程度の強度（ガラスを支持する力）を維持できるうえ、熱伝導率が低いため店舗の空調効率の向上や結露発生抑制が可能となる。

▽ガラスとサッシの接合部分（シーリング材）が劣化しても排水経路（アルミ素材で製作）を設けているため雨水が室内に入り込むことがない。

▽アルミ材同士の嵌合によって、ガラスとフロントサッシを接合するため、接合部分が

緩みガラスが外れ落ちる可能性を低減することが可能。



### 今後の事業展開は？

生産については、アルミダイスやプレス金型（穴抜き及び部分切断用）を製作するとともに、アルミ用切断機を導入して本格的な生産を開始していきたい考えです。また、材料や商品在庫用倉庫としてシートハウスを設置するほか、建築現場での製品取り付け用溶接機の導入についても検討していきます。

販売については、製品カタログを製作し、販売代理店（不動産販売業、工務店等）の開拓を行うほか、自社HPのリニューアルや展示会への出展を行うことで新製品の認知度を向上させ販売の拡大に繋げていきます。

### 社長からの一言

大手メーカーの下請けとして26年。品質向上、コスト削減に務めてまいりましたが、なんとか元請けとして製品を納めたいと思います。オリジナル商品を開発しました。

自分達の造った製品を直接お客様にお届けしたくて、そして、お客様の喜ぶ顔を直接見たくて、こだわりのある製品を造ってまいります。

### 中央会から

千葉県中央会では、助成金や低利融資などの公的支援策を有効活用して、ビジネスを優位に進めたい組合員のための経営革新計画の申請をサポートしております。

◎経営革新に係るご相談は本会経営支援部までお願い致します。

☎04333063282



### 企業プロフィール

団体名：千葉県中小企業団体青年中央会  
企業名：株式会社カネショ  
代表者：金井 正治  
所在地：白井市内名324-13  
(製造・営業・設計部門)  
電話番号：047-491-8511  
資本金：18,000千円  
従業員数：16名  
業種：建築用金属製品製造業  
E-mail：kanai@k-kanesho.co.jp  
URL：http://www.k-kanesho.co.jp/  
承認年月日：平成25年2月25日  
支援機関：千葉県中小企業団体中央会

情報連絡員報告を中心とした

# 県内の中小企業動向

平成26年3月期

情報連絡員50名 回答数50名

## 全体概要 【前月からの動き】

※下記の数字は情報連絡員からの回答数を表します。  
 (「好転(上昇、増加)」、「不変」、「減少(悪化、低下)」の3択回答のうち、「不変」を除く「好転」又は「減少」の回答数)

### 前月比

- ▶製造業では、売上高において「増加した」業種は8から9に増加。「減少した」業種は4から2に減少。
- ▶非製造業では、売上高において「増加した」業種は7から14に増加。「減少した」業種は13から5に減少。
- ▶業界の景況では、「好転した」業種は6から5に減少。「悪化した」業種は9から3に減少。

### 前年同月比

- ▶製造業では、売上高において「増加した」業種は12から9に減少。「減少した」業種は1のまま変化なし。
- ▶非製造業では、売上高において「増加した」業種は8から13に増加。「減少した」業種は12から5に減少。
- ▶業界の景況では、「好転した」業種は7のまま変化なし。「悪化した」業種は10から5に減少。

## 製造業

### しようゆ製造

【県内全域】

駆け込み需要が当業界にも及び出荷が盛況である。輸入小麦、4月から2.3%引き上げ(農水省)。

### 豆腐製造

【県内全域】

昨年の秋の台風の影響により千葉県含め、大粒大豆の収穫が20%減。大粒大豆から買われていくため、今後ますます価格が高騰すると思われる。

### 乳製品

【県内全域】

各社とも、消費税8%に向け調整中。インフルエンザ対策としてヨーグルト類の販売拡大に努める。

### 製材

【県内全域】

原材料価格上昇。

### 製材

【木更津】

3月は南用材船の入港なし。米材船とロシア材船は各1隻入港。米材とロシア材は在庫減少。南用材は在庫増。25年度の入荷は終了。

### 印刷

【県内全域】

3月の受注売上は、2月と比較して増加した模様。例年3月は年度末需要に対応する為に操業度も上昇するが、今年度は消費税率の上昇を見込んだ新年度分の駆け込み需要が上乘せされ、各社共大変活発に稼働している

ようだ。一部の企業からは「すべての受注を3月末迄に納品してしまう」と新年度に入ってから「たく仕事が無くなるのでは」との心配の声すら聞こえる。

### 電気鍍金

【県内全域】

3月12日、大手企業の賃上げが一斉に発表されたが、自動車産業等々の賃上げが6年ぶりに軒並み上昇されたが、中小企業では、4月から消費税率の上昇、資材等の値上がり等でどこまで賃上げ等ができるかと懸念される。未だ景気の回復とは言えないのが実情。

### 鉄工

【千葉】

景気回復に満足している企業は未だ少数ながら、行政の手厚いバックアップを背景に(国)ものづく補助金、千葉市(企業誘致関連補助制度等々)大企業のベア決定に及ぶべきもないが、これまで抑制してきた設備投資に動き出した組合員が直近で5~6社もみられ、そのことは力強く感じている。

### 機械部品製造

【野田】

消費税アップによるものと思われる需要があり、今後の転嫁等スムーズな移行を期待する。業界動向は引き続き好調傾向が続くが、維持するよう期待したい。

【機械部品製造】

【流山】消費税増税の影響もあり、受注は前月と同じようである。

【機械部品製造】

【柏】消費税により増注はあるものの、4月以降落ち込みと先行き不透明感あり。

【金属製品製造】

【船橋】景気の回復までの実感はない。あと一息のところまで停滞。組合員の数は専門家を交え、事業継続計画に取り組み、推進している。

非製造業

【総合卸売】

【千葉県・東京都】【事務機・オフィス家具卸】消費増税前の需要集中し、仕入れが間に合わない状況にある。但し、4月以降の商談激減しており、第1四半期（4～6月）の不安増大。【米穀卸】消費増税による量的な売上増があるが、価格は前年同期比下落している。

【建築材料卸売】

【県内全域】天候は回復しても、需要は視界不良。消費税駆け込み需要の反動が懸念される。

セメントメーカーは、オリンピック以降は需要減必至なため、今のうちに値上げを実施し収益改善を目論むが、当面の新年度の需要減速に腰が引けている。主需要家の

生コンは新規物件では値上げしたものの、骨材高騰等で当面は利益には結びつかない模様。

【自動車解体】

【県内全域】スクラップ価格が下落し、昨年同期を下回り収益性悪化。

【乾物卸売】

【県内全域】現在までの生産量は13%、平均単価は9%と前年に比べ減少。海況の悪さが影響し、質的・量的にも前年を下回り、市況も好転せず。

【卸売】

【茂原】消費税アップのため駆け込み買ひもあるようだ。

【電気機器小売】

【県内全域】消費税効果はあるが、量販店に流れ、おこぼれはあるが、品切れが目立ち商売は難しい。

【小売】

【東金】ファッション関連品は、先月の悪かった分、若干上向いてきた。後半から消費税対策での動きが若干見られた。食品関係は、値上がり傾向が続いている。中旬の強風での影響も少しあった。

【小売】

【野田】消費税増税前の駆け込み需要の影響で高額商品を中心に、売上が好調に推移したが、反面、4月からの冷え込みが不安材料である。

【小売・サービス】

【柏】好転したという事業者は、全くと言っていい位ない。冷え切っている。中旬まで本来なら三寒四温となる所、四寒三温という感じで春物の出が不調。衝動買いのお客が極端に減っている。増税を見込んで本当に必要としている品か高額耐久消費財品に消費が向かっているのではないかと思われる。

【自動車一般整備】

【県内全域】年度末、増税を前に、売上・収益に若干の増が見込める。

【自動車一般整備】

【柏】消費税の関係で駆け込みで入庫台数の増加が見込まれる。

【建設揚重】

【県内全域】供給不足の状況で3月（期末）まで継続と予想していたが、4月以降も継続しそう。

【旅館業】

【鴨川】3月は好景気。増税後の4月以降が怖い。

【遊覧船】

【鴨川】昨年、本来集客が伸びてきていたのが、最終的には前年をわずかに上回るか同等になる予定。

【一般廃棄物処理】

【千葉】引越時期と消費増税を目前

に、廃棄物の収集依頼が多くあり、好転の結果となった。

【学習塾】

【県内全域】新規入塾者と春期講習の実施が始まり、2月でマイナスとなった分の回復へとつながりつつある。

【土木建築サービス】

【県内全域】春闘の結果などが景気浮揚に繋がるよう期待している。

【建設】

【県内全域】建設業界に於いて、若者の減少が続いている。現在の現場の中心は、65歳以上となっている。2月より発注者の積算単価の見直しが進んでおり、不調が減少した。

【電気工事業】

【県内全域】毎月不変で、前月比・前年同月比を報告しているが、各社本当にまちまち。自社で潤っていても、口では厳しいとの声が大半。後継者問題や従業員の高齢化等で現状維持している模様。

【貨物運送】

【野田】ドライバー不足は引き続き深刻な問題である。消費税アップ。P CのウインドウズXP問題に対応している。

【輸出入】

【県内全域】3月は前月比で上昇、前年同月比は約7%ほど上昇。

## 総会開催手続きのチェックリスト

～届出書類の作成及び提出をお忘れなく～

総会開催までの手続きの流れをご確認下さい。

各種届出等の書類の様式は本会ホームページからもダウンロードできますのでぜひご活用下さい。

☑	確認事項
☐	<p><b>①出資金の変更登記（法務局）は期限内に行っていますか？</b>                      出資口数及び出資金総額の増減があれば、事業年度終了の日の翌日（3月末決算の場合、4月1日）から4週間以内に変更登記が必要です。                      登記を怠りますと、登記懈怠として過料が課せられますので、十分ご注意下さい。</p>
☐	<p><b>②「決算関係書類（財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案）」や事業報告書、監査報告書は法令や定款に従った記載内容となっていますか？</b>                      決算関係書類や事業報告書、監査報告書の作成にあたっては、省令規定に基づいて「記載しなければならない科目及び項目」にご注意下さい。</p>
☐	<p><b>③理事会の招集手続きを法令、定款の規定に従って行っていますか？</b>                      招集手続きについては、会日の1週間前（定款で短縮可）までに日程等を通知する必要があります。ただし、理事全員の同意があれば、招集手続きは省略できます。</p>
☐	<p><b>④「決算関係書類（財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案）」は、監事の監査を受け、理事会の承認を受けましたか？</b>                      監事は、「決算関係書類」の監査方法・内容等を記した監査報告書を作成し、理事に対し「決算関係書類」を受領した日から4週間経過した日、もしくは理事との合意により定めた日のいずれか遅い日までに監査報告の内容を通知しなければならない。                      ただし、監査が済み次第（4週間以内に）、監事が監査報告を通知することは可能。</p>
☐	<p><b>⑤「決算関係書類」および「事業報告書」は、通常総会の2週間前までに事務所へ備え置きましたか？</b></p>
☐	<p><b>⑥総会招集の手続きや議決は、法令、定款の規定に従って行っていますか？</b>                      経費の賦課及び徴収方法、借入金残高の最高限度額などは変更がなくても毎年議決しなければなりません。                      なお、招集手続きについては、通常総会の会日の10日前（定款で短縮可）までに組合員に通知する必要があります。議案の他、開催日時・場所等会議の目的事項を示し、理事会の承認を受けた「決算関係書類」・「事業報告書」及び「監査報告書」を添付し、組合員に提供しなければなりません。ただし、組合員全員の同意があれば、招集手続きは省略できます。その場合、招集通知発出の際に必要な添付書類も組合員に提供する必要はありません。</p>
☐	<p><b>⑦剰余金が出た場合、法令や定款に基づき必要な積み立てや繰り越しを行っていますか？</b>                      利益準備金、特別積立金、教育情報費用繰越金（教育情報事業を行う組合）などがあります(※)。</p>
☐	<p><b>⑧総会議事録及び理事会議事録は、法令や定款の規定に従った記載内容となっていますか？</b>                      議事録に「出席した理事の氏名及び監事の氏名」、「議長の氏名」などを記載して下さい。</p>
☐	<p><b>⑨総会終了後、決算関係書類や役員変更届（所管行政庁）、代表理事の変更の登記（法務局）は、期限内に行っていますか？</b>                      通常総会の終了後2週間以内に、議事録を添付した決算関係書類（役員変更届、定款変更認可申請については変更があった場合）を行政庁へ提出しなければなりません。                      なお、理事長が重任した場合でも変更の日から2週間以内に変更登記が必要です。登記を怠りますと、登記懈怠として過料が課せられますので、十分ご注意下さい。</p>

◎詳しくは、本会設立相談室（043-306-3285）又は各組合担当者までご相談下さい。

# 法に基づく届出・登記チェックリスト

～届出書類の作成及び提出をお忘れなく～

下記表を届出書類関係のチェックリストとしてお使いいただき、提出書類に漏れがないかどうかご確認下さい。  
 なお、決算関係書類、役員変更届は、総会議事録を添付して（役員改選がある場合は理事会議事録も）、本会へ2部ご提出下さい  
 （※定款変更のある場合は3部）。

対象組合	提出先	☑	提出及び申請
全組合	税務署・千葉県 各市町村	<input type="checkbox"/>	税務申告 ・決算関係書類等
	所管行政庁	<input type="checkbox"/>	決算関係書類 ・総会議事録を添付（謄本でよい）
出資変更 がある組合	法務局	<input type="checkbox"/>	出資の変更登記 ・監事の証明書 ・委任状（代理の場合）
役員改選 がある組合	法務局	<input type="checkbox"/>	代表理事変更登記（重任の場合も必要） ・定款謄本 ・総会議事録 ・理事会議事録 ・委任状（代理の場合）
	所管行政庁	<input type="checkbox"/>	役員変更届（変更があった場合のみ） ・変更した事項を記載した書類 （新旧対照の役員名簿） ・変更理由書 ・選任された総会並びに理事会 議事録を添付
定款変更 がある組合	所管行政庁		定款変更認可申請 ・変更理由書 ・変更しようとする箇所を記載 した書面（新旧対照表） ・議決した総会議事録を添付
	法務局	<input type="checkbox"/>	定款変更登記申請 ・変更箇所により異なりますの で、詳しくはお問合せ下さい。

**決算関係書類について**

組合は、通常総会で審議する以下の書類を作成して下さい。

- 事業報告書
- 財産目録
- 貸借対照表
- 損益計算書
- 剰余金処分案又は損失処理案（※）
- 事業計画書
- 収支予算書

（注）必要があれば、下記書類も作成して下さい。

- 製造原価報告書
- 費用配賦表
- 脱退者持分払戻計算書
- 資金計画書

☆詳しくは、組合運営講習会や巡回の際にお配りしております「法に基づく届出・登記（決算書の提出、役員変更届、定款変更及び変更登記の事務手続き）」の冊子をご覧頂くか、又は、中央会の組合担当者までお問い合わせ下さい。

**（※）剰余金処分は適正ですか？**

法定利益準備金	当期純利益金額が少額であっても、定款で定める額に達するまでは定款規定により当期純利益金額（繰越損失がある場合はこれを控除した額）の <b>10分の1以上</b> を積み立てなければならない。
教育情報費用繰越金	組合員の事業に関する教育情報提供事業のために積み立てる繰越金（ <b>20分の1以上</b> ）で、教育情報事業の実施に際して取り崩して使用する。出資商工組合、企業組合、協業組合は教育情報費用繰越金の処分はない。
特別積立金	定款規定により当期純利益金額（繰越損失がある場合はこれを控除した額）の <b>10分の1以上</b> を損失のてん補に充てるために積み立てる。定款規定が、出資額に相当する金額を超える部分について総会の議決により損失のてん補以外の支出に充てる旨定めている場合は、支出目的に従い、取り崩して使用することが出来る。
出資配当 利用分量配当	損失をてん補し、準備金及び繰越金を控除した後でなければ配当をしてはならない。
損失処理	定款に損失金のてん補のための取崩しの順序に従い取崩しを行う

◎詳しくは、本会設立相談室（043-306-3285）又は各組合担当者までご相談下さい。

## 平成25年度 設立認可組合等

多種多様な業種・業態の組合等を会員としていることが中央会の特徴でもあります。

昨年度に本会が設立支援し、認可されたのは次の24組合等（事業協同組合15組合、商店街振興組合1組合、企業組合7組合、一般社団法人1団体）です。それぞれの特徴を最大限に発揮すべく、県内に新たに誕生した皆様のお仲間をご紹介します（敬称略・順不同）。

No.	名 称	代 表 者	所 在 地	業 種	事 業	組 員 数
1	房総ファーム支援(協)	角田 和宣	成田市	耕種農業、畜産農業	共同購買、共同販売	4
2	(企)ワーカーズコレクティブ・樹	亀本 正美	千葉市	個人(主婦)	デポ、レストラン、惣菜	42
3	(企)はらから	肥後 千年	流山市	個人	床・内装工事、ハウスクリーニング	4
4	市川市環境整備(協)	西原 勝徳	市川市	下水道・道路施設維持管理業	共同購買、受注斡旋	4
5	(協)グリーンファーム	吉野 正洋	東金市	耕種・畜産農業	共同販売、共同購買	5
6	館山米穀商業(協)	山口 生治	館山市	米穀小売業	共同受注、共同販売	4
7	新鎌ヶ谷ふれあい街づくり(協)	井出 勝則	鎌ヶ谷市	商業、建設業、サービス業	共同販売、環境整備	22
8	(企)ワーカーズあい・惣菜	西村 憲子	柏市	個人(主婦)	仕出弁当、総菜製造	14
9	流山市測量業(協)	山口 豊男	流山市	測量業	共同受注、共同購買	5
10	袖ヶ浦環境清掃(協)	鈴木 実	袖ヶ浦市	一般廃棄物収集運搬業	共同受注、共同購買	4
11	中小企業建設交流(協)	吉岡 正晴	千葉市	建設業	共同受注、共同購買	4
12	香取建築工事(協)	石橋 淳也	山武郡芝山町	建築工事業、建築リフォーム工事業、電気工事業	受注斡旋、共同購買	4
13	多古産業振興(企)	山崎 和敏	香取郡多古町	個人	売電事業、特産品販売事業	4
14	房総営農(協)	高橋 芳男	茂原市	耕種農業	共同販売、共同購買	5
15	銚子水産振興(協)	鈴木 良一	旭市	水産食料品製造業	共同販売、共同購買	4
16	さくらの山管理(企)	堀越 一仁	成田市	個人	食堂、直売所	13
17	(一社)千葉県ベストコントロール協会	松尾 博之	千葉市	害虫防除業	研修会等の開催	4
18	(企)プラチナプラザはこいち	上野 幸一	千葉市	個人(商店主、教授、主婦等)	棚ショップ、コミュニティカフェの経営	19
19	千葉美容事業(協)	安保 祐次	千葉市	美容業	共同購買、共同労務管理	6
20	館山環境清掃(協)	石井 達哉	館山市	一般廃棄物収集運搬業	共同受注、斡旋、共同購買	4
21	館山市環境保全(協)	川名 庄一	館山市	浄化槽清掃事業及び浄化槽保守点検業	共同受注、斡旋、共同購買	4
22	長生地域商工振興(協)	千葉 一雅	長生村	商工業	共同受注、斡旋、共同購買	16
23	(企)ちばらき婚活コンシェルジュ	水野 竜也	旭市	個人	結婚の斡旋、イベントの企画、コワーキングスペース事業	4
24	J R稲毛駅東口(商振)	並木 敏伸	千葉市	小売業、サービス業	販促、空き店舗、イベント等	41

平成  
26年度

## 中小企業・小規模事業者関係の税制改正

平成 26 年度の中小企業・小規模事業者関係の主な税制改正は、以下のとおりです。

### 1. 復興特別法人税の 1 年前倒し廃止

- 経済の好循環を早期に実現する観点から、足元の企業収益を賃金の上昇につなげていくきっかけとするため、復興特別法人税を 1 年前倒しで廃止する。
- 法人実行税率（国・地方を合わせた表面税率）：38.01%（～ 25 年度）⇒ 35.64%（平成 26 年度～：約 2.4%引き下げ）

### 2. 交際費課税の特例措置の見直し

- 法人が支出した交際費等は租税特別措置法により損金不算入とされている。
- 他方で、中小法人については、大法人と比べて販売促進手段が限られており、交際費等は中小法人の事業活動に不可欠な経費であるとともに、飲食のための支出は、消費の拡大を通じた経済の活性化を図ることが可能である。
- そのため、中小法人について、①定額控除限度額（800 万円）までの交際費の損金算入、②支出した飲食費の 50%を損金算入の選択適用を可能とする措置を 2 年間講ずる。

### 3. 地方法人課税における偏在性是正措置

- 消費税率 8%の段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部を国税化して、新たに「地方法人税」（仮称）を創設し、その税収全額を地方交付税原資とする。
- また、平成 20 年度改正において、臨時的措置として導入されている「地方法人特別税・譲与税」については、1/3 の規模を法人事業税に還元する。

### 4. 中小企業投資促進税制の拡充・延長

- 中小企業の生産性向上に向けた設備投資（ソフトウェア組込型装置を含む）を即時償却や税額控除で支援。
- 税額控除を利用可能な法人を拡大（従来：資本金 3,000 万円まで→改正：1 億円まで）。
- 資本金 3,000 万円までの法人に対して税額控除割合を上乗せ（従来：7%→改正：10%）

### 5. 生産性向上を促す設備等投資促進税制の創設

- 先端設備導入、生産ラインやオペレーションの刷新・改善のための設備投資を、即時償却又は 5%税額控除という、異次元の優遇措置で支援。
- 製造業のみならず、物流・流通サービス業をはじめとする非製造業も活用可能。
- 法律上の計画認定を要しない簡単な手続き。産業競争力強化法の施行日からの前倒し適用。⇒本税制等の措置を活用し、今後 3 年間で、設備投資を、リーマンショック前の 70 兆円に回復させる。

### 6. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長

- 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例は、取得価額 30 万円未満の全ての減価償却資産（建物、機械装置、器具備品、工具、ソフトウェア等）を対象に、全額即時損金算入を認める措置。
- 中小企業におけるパソコン、経理事務ソフトウェアなど少額減価償却資産の投資の促進等を図るため、平成 25 年度末とされていた適用期限を 2 年間延長。（WindowsXP のサポート期限が切れることに伴う中小企業のパソコン、ソフトウェア等の入れ替えニーズにも対応）。

### 7. 所得拡大促進税制の見直し・拡充

- 給与等の支給額を増加させた場合、増加額の 10%を税額控除する制度。（法人税額 10%（中小企業等は 20%）を限度）
- 本税制を、企業にとってより使いやすいものとし、計画的・段階的な賃上げを支援する観点から、その要件を緩和するとともに、適用期限を 2 年間延長する（平成 29 年度末まで）。

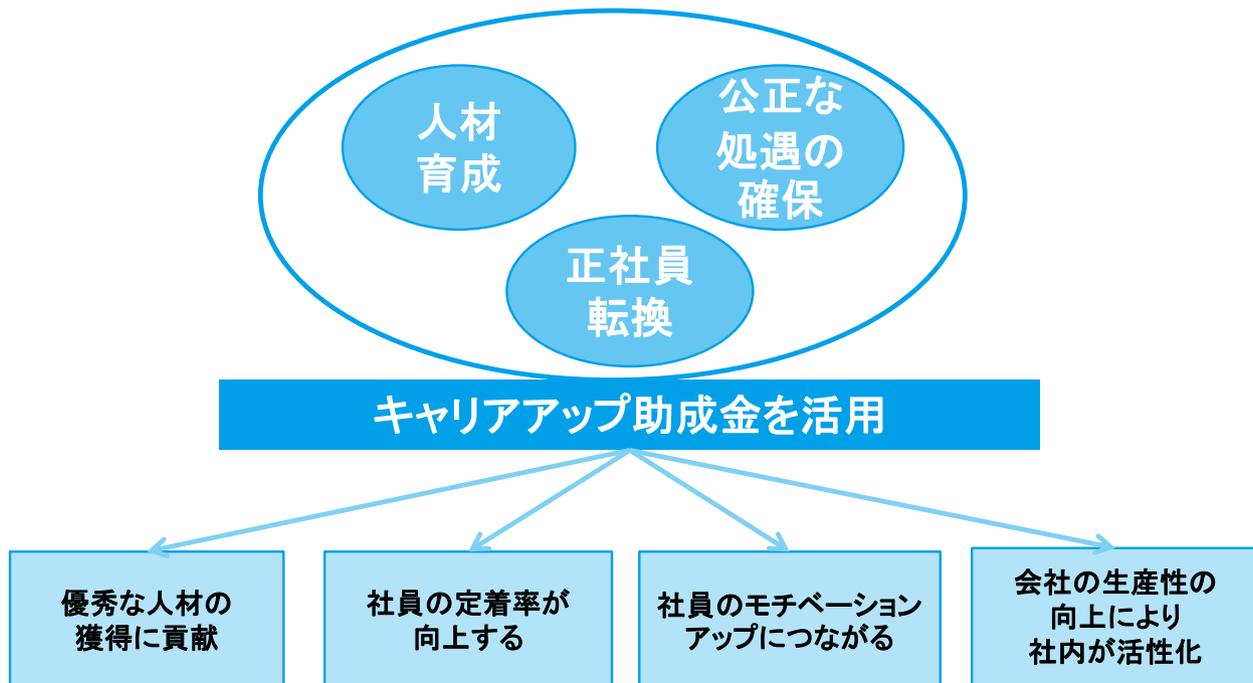
◎詳しくは、中小企業庁ホームページ等をご確認下さい。

# アドバイザーが訪問し、助言 相談を行います！（無料）

## 千葉労働局職業対策課

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、正規雇用への転換、人材育成、処遇改善などの取組を実施した事業主に対して助成する制度（キャリアアップ助成金）が創設されました。

労働者の意欲、能力を向上させ、事業の生産性を高め、優秀な人材を確保するために、ぜひ、この助成金制度をご活用ください。



キャリアアップ助成金の活用について、アドバイザーが訪問し、助言・相談を行います。

ご希望の事業主の方は職業対策課**043-221-4393**までご連絡ください。日程調整のうえ、ご訪問させていただきます。



千葉労働局職業対策課

担当 府馬 田中 大井 風間